

平成19年(行ウ)第9号 公文書不開示処分取消等請求事件

原告 宮部 慎太郎 外1名

被告 鳥取県

第1準備書面

平成20年2月29日

鳥取地方裁判所 御中

被告訴讼代理人弁護士 寺 埼 琢 生

同 本 田 幸 則

同 北 館 篤 広



第1 原告ら準備書面(2)第4「求釈明」について

1 求釈明1について

原告ら指摘部分のとおり、「企業連合会の役員等」ではなく「企業連合会会員企業の役員等」の誤りである。

2 同2について

本件文書に記載されている参加者の所属は、必ず企業連会員のものである。

3 同3について

(1) 部落解放同盟とは部落解放同盟鳥取県連合会のことである。

(2) 被告は、企業連規約1条、6条、8条4号及び14条(乙5)の記載か

ら、企業連は部落解放同盟の関連組織と認識している。

1条 「事務所を…部落解放同盟鳥取県連合会内におく。」

6条柱書 「本会の機関は、部落解放同盟鳥取県連合会の指導を受けて
次のとおり運営する。」

8条4号 「事務局長、事務局次長は、部落解放同盟鳥取県連合会の書
記長が事務局長に、書記次長が事務局次長にあたり、事業
対策部長は部落解放同盟鳥取県連合会の事業対策部長がこ
れにあたるものとする。」

14条 「本会に入会しようとする者は、部落解放同盟の支部員であ
ることが原則であり…」

4 同4について

(1) (1)について

「同和地区」とは、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措
置に関する法律」の対象となっていた地域である。

ただし、「同和地区」という言葉は、同和対策事業特別措置法の成立
(昭和44年)以前から、被差別部落を指す行政用語として使用されてい
る言葉である。

(2) (2)について

厳密な定義はないが、「同和地区出身者」は、「同和関係者」とは異な
る。

「同和関係者」は、同和地区居住者のうち近世の被差別身分との系譜関
係を持つ者で同和地区から外に出て生活しているものは含まれないが、

「同和地区出身者」は、近世の被差別身分との系譜関係を持つ者で同和地区
から外に出て生活しているものも含まれる。

(3) (3)について

「同和地区の企業」という言葉は、主に原告の発言を受けて、被告が回

答する場合に、原告の表現に合わせて使用している言葉（甲4「情報開示請求に対する公文書部分開示決定に係る異議申し立て書」、甲9「不服申立人意見書」、甲17の1「県民の声質問」、甲17の3「県民の声質問」及び甲17の6「県民の声質問」）であり、被告が定義すべき言葉ではない。

被告は、「同和地区の企業」とは、同和地区出身者又は同和地区と雇用、取引、事務所の所在地等において何らかの関連がある企業という意味であると認識している。

5 同5ないし10について

本件の争点と関連性がなく証明の必要性を認めない。

6 同11について

証明の必要はないと思料する。

7 同12について

本件の争点と関連性がなく証明の必要性を認めない。

8 同13について

企業連の会員企業が判明することにより、必ずしも部落出身者が判明するわけではないという限りにおいて、原告の認識どおりである。

9 同14について

鳥取市は、被告とは別の団体であるから、被告が証明すべき事柄ではない。

第2 原告ら準備書面(3)第4「原告の主張」に対する認否

1 原告の主張1について

被告東部総合事務所が、企業連会員が同和地区の企業であるという趣旨の説明をしたこと及び被告管理課の職員が、企業連会員が同和地区の企業であることを認めたことは否認し、公文書開示請求は、善意によりなされるものとの前提に立つべきであるとの主張及び企業連の会員企業が部落住民や部落出身者に

より経営されているか否かを争点とすべきとの主張は争ひ、その余は不知。

被告は、企業連会員は、同和地区と何らかの関連がある企業と説明したものであり、同和地区の企業であると説明はしていない。

2 同 2について

争う。

乙4号証は、差別意識が残存していることについての証拠であり、部落住民の婚姻の自由が制限されていることについての証拠ではない。原告は曲解している。

3 同 3について

原告の主張が、非開示事由との関係で、いかなる論拠となるのか明らかでない。

開示すべきとの結論については争う。

証拠方法

乙第5号証 「部落解放鳥取県企業連合会規約」

付属書類

1 乙5号証の写し 2通

部落解放鳥取県企業連合会規約

第三十五回総会 一部改正

第一章 総 則

第一条 本会は、部落解放鳥取県企業連合会と称し、事務所を鳥取市幸町一五一、部落解放同盟鳥取県連合会内におく。

第二条 本会は、本会の主旨に同意する鳥取県下の部落内外中小商工、農林水産業者をもつて組織することを原則とする。

第二章 目的及び事業

第三条 本会は、部落解放運動の一環として、部落内中小商工、農林水産業者の団結をはかり、部落差別に関する認識を深めて、加入者相互の経営の安定と生活の向上を期することを目的とする。

第四条 本会の目的を達成するため、「回対書」答申を尊重し、次の事業を行う。

1、税務に関する指導や研究を行う。

2、借入金の斡旋や事業資金の運用などについての指導を行う。

3、経営の近代化を促進するための調査、援助、研修などをを行う。

4、関係官庁との連絡、折衝にあたり、関係団体との提携や会員相互の親睦を図るための活動を行う。

5、その他本会の目的達成に必要な事業を行う。

第二章 機 関

第五条 本会を運営するため、次の機関を置く。

総 会

理 事 会

事 務 局

第六条 本会の機関は、部落解放同盟鳥取県連合会の指導を受けて次のとおり運営する。

一、総 会

総会は、本会の最高決議機関であり、役員の選出、規約の改正、事業方針、予算、その他の重要な諸案について審議する。

総会は、毎年一回隨時に、理事長の招集によって開かれる。但し、理事会が必要と認めた場合、または本会会員の三分の一以上の要請があった場合は臨時総会を開かなければならない。

総会は、選出された代議員の過半数の出席で成立し、出席者の過半数の賛成で議決する。代議員の選出方法については、理事会で決定する。

二、理 事 会

理事会は、総会に次ぐ決議機関で、総会において議決された事項を次期総会の開かれるまでの期間に執行審議する。理事会は理事の過半数をもって成立し、三ヶ月に一回定期に開く。

三、事 務 局

事務局は、本会の日常業務を処理する。

第四章 役員

第七条 本会には、次の役員をおく。役員は本会の中から選ばれる。

理 事 長	一 名
副 理 事 長	二 名
事 務 局 長	一 名
事 務 局 次 長	一 名
事 業 対 策 部 長	一 名
理 事	十八名
金 計 監 査	三 名
統 制 委 員	七 名

第八条 役員の役務とその選出方法は次のとおりとする。

- 一、理事は、総会で選出し、理事長、副理事長、常任理事は理事の互選とする。
- 二、理事長は、本会を代表し、会を総括する。
- 三、副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその任を代行する。
- 四、事務局長、事務局次長は、部落解放同盟鳥取県連合会の書記長が事務局長に、書記次長が事務局次長にあたり、事業対策部長は部落解放同盟鳥取県連合会の事業対策部長がこれにあたるものとする。なお、事務局長は日常業務を掌管し事務局次長はこれを補佐する。事業対策部長は指導に当る。
- 五、金計は、総会で選出され、本会の金計事務にあたり、財政の安定をはかり、会に対して収支状況を報告する。
- 六、金計監査は、総会で選出され、金計を監査し、総会に報告する。
- 七、統制委員は、総会で選出され組織を監査し組織の統一を図る。

第九条 役員は任期を一年とする。

第十条 本会に顧問をおくことができる。

第五章 会 計

第十一条 本会の会費は、会費として年額二十二,〇〇〇円を納めなければならない。

第十二条 本会の経費は、会費、寄附金、入会金、助成金及び事業収益金などによつてまかぬ。

第十三条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり三月末日に終る。

第六章 入会、脱会及び除名

第十四条 本会に入会しようとする者は、部落解放同盟の支部員であることが原則であり、さらに支部長の推薦を附して申込書に入会金五、〇〇〇円及び一年分の会費をそろえて提出し、理事会の承認を得なければ会員になれない。

第十五条 本会を脱会しようとする者は、その旨届け出て理事会の承認を受けなければならない。

第十六条 会費を二年以上にわたり滞納したり、本会の目的に反し、会の名誉を損じたりした場合は、統制委員会の決定並びに確認により、理事会の承認を経て除名及びその他の処分をすることが出来る。但し、部落解放鳥取県企業連合会統制委員会規約による。

第七章 附 則

第十七条 本会の運営上細則を必要とするときは、理事会の承認を得て決めることができる。

第十八条 本会は、会の目的達成に必要な団体に総会の承認を得て加入することができる。

第十九条 本規約は、一九七一年四月十四日より発効する。